

令和2年11月4日より がんの問診判断基準が変わります。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）※」改正に伴い、令和2年9月1日より新たに定められた「献血にご協力いただく方の健康診断基準」について、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、この度、問診についても見直され、がんの問診判断基準が下記のとおり緩和されましたのでお知らせいたします。

皆様には引き続き献血へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※日本赤十字社では、献血者等の保護を図るために必要な規制を定める血液法に従い、献血を実施しております。

がんの既往がある場合の問診判断基準 （献血にご協力していただくための条件）

- 根治手術から再発なく 5年が経過している。
- 経過良好である。

※ただし、造血器腫瘍の既往がある場合は、輸血を受けられる患者さんの安全のため、献血はご遠慮いただくこととなります。

<変更点>

がん薬物療法、放射線療法、がん免疫療法等の治療を受けていても、再発なく5年経過すれば献血にご協力いただけるようになりました。

